

火災原因調査要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 調査の実行
 - 第 1 節 初期調査（第 4 条—第 6 条）
 - 第 2 節 鎮火後の調査（第 7 条—第 11 条）
 - 第 3 節 資料の提出、保全及び報告命令（第 12 条—第 19 条）
 - 第 4 節 鑑定等（第 20 条—第 22 条）
 - 第 5 節 質問（第 23 条）
- 第 3 章 調査書類の作成
 - 第 1 節 書類作成の基本（第 24 条—第 26 条）
 - 第 2 節 実況見分調書等（第 27 条・第 28 条）
 - 第 3 節 質問調書等（第 29 条・第 30 条）
 - 第 4 節 火災原因の判定及び決定（第 31 条—第 34 条）
 - 第 5 節 調査書（第 35 条）
- 第 4 章 報告等（第 36 条—第 38 条）
- 第 5 章 少年等に対する取扱い（第 39 条—第 43 条）
- 第 6 章 記録（第 44 条）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この要綱は、火災の原因及び損害の調査に関する規程（平成 4 年消防長訓令第 2 号。以下「規程」という。）に基づき、火災の原因調査（以下「調査」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（調査の対象）

第 2 条 規程第 2 条に定める原因調査は、次に掲げる事項又は内容を究明するために行う。

- (1) 出火箇所
- (2) 出火原因（発火源、経過及び着火物）
- (3) 延焼経路（火災の延焼経路及び延焼拡大の素因）
- (4) 避難の状況（火災現場における避難者及び要救助者の行動、避難経路並びに救助状況等）

- (5) 消防用設備等の活用及び作動状況
- (6) その他（出火原因を明らかにするため必要な事項及び消防行政上必要な事項）

（調査の責任区分）

第3条 市域境界線上に位置する消防対象物に対する調査の事務は、次に定めるところによる。

- (1) 大阪国際空港の区域内における消防執行務及び区域について申し合わせ（昭和34年5月9日）
- (2) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定（昭和53年12月20日大阪市と締結）
- (3) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定（昭和59年6月1日池田市と締結）

第2章 調査の実行

第1節 初期調査

（出火出場時の見分及び質問）

第4条 規程第4条に規定する調査員（以下「調査員」という。）は、調査上必要な火災の状況及びその推移等を詳細に見分し、写真撮影を行うとともに、規程第12条に規定する関係のある者（以下「関係のある者」という。）に対して質問し、資料の入手又は情報の収集に努めなければならない。

- 2 調査員は、調査活動中において警防活動上重要な情報を入手したときは、直ちに現場最高指揮者に報告しなければならない。

（現場の保存）

第5条 消防長は、鎮火後の実況見分を行うため、火災現場の保存について必要があるときは、所轄警察署と協議のうえ、現場保存区域を設定して現場の保存に努めなければならない。

- 2 前項の区域の設定は、必要最小限の範囲及び期間としなければならない。

（原状保存の措置）

第6条 調査員は、調査上特に重要な建物又は物件（建物以外の

物をいう。以下同じ。)で、変質、変形若しくは滅失のおそれのあるものについては、写真撮影をしておくとともに、これを被覆するなど適当な方法を講じ、原状保存に努めなければならない。

第2節 鎮火後の調査

(実況見分の原則)

第7条 調査員は、鎮火後における調査にあたっては、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第34条第2項の規定を遵守するとともに、火災現場の状況を綿密詳細に見分して、資料の入手に努めなければならない。

(実況見分の指揮)

第8条 実況見分は、消防長が命ずる実況見分の指揮者のもとに、組織的かつ系統的に行わなければならない。

2 前項の指揮者は、実況見分及びその後の事務処理が円滑に行えるよう実況見分の主担者を定め、見分を進めさせなければならない。この場合において、指揮者は実況見分の主担者を兼ねることができる。

(実況見分の立会人)

第9条 実況見分は、関係者(法第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。)又は関係者の承諾を得て定めた立会人(以下「立会人」という。)の立会いのもとに行う。ただし、やむを得ない理由により立会人を定められないときは、他の法令に抵触しない限りにおいてこれを行うことができる。

(火災前の状況把握)

第10条 調査員は、火災により焼きした建物又は物件の構造、様式、材質及び存置していた場所等について、立会人から説明を求めて出火前の状況を復元するように努めなければならない。

(作図及び写真の撮影)

第11条 調査員は、見分内容を明確にするため必要な図面を作成するとともに、写真撮影を行わなければならない。

第3節 資料の提出、保全及び報告命令

(資料の提出命令)

第12条 消防長は、規程第20条第2項の規定により関係者に対して資料の提出を命じる場合は、資料提出命令書(原要第1号様式)により行わなければならない。

(提出書)

第13条 規程第20条第1項又は第2項の規定により提出された資料(以下「資料」という。)は、当該資料の所有権放棄の有無を明らかにするため、資料提出書(原要第2号様式)にその旨を記入のうえ提出させるものとする。

(受領書及び保管書)

第14条 資料の提出者が当該資料の所有権を放棄した場合は、提出資料受領書(原要第3号様式)を交付し、提出者が当該資料の所有権を放棄しない場合は、提出資料保管書(原要第4号様式)を交付しなければならない。

(資料の整理保管)

第15条 資料は、保管品台帳(原要第5号様式)に記載して整理するとともに、資料保管票(原要第6号様式)を当該資料に添付し保管しなければならない。

(資料の保全及び還付)

第16条 資料の保管にあたっては、当該資料の証拠価値をき損しないよう細心の注意を払い、慎重に保全しなければならない。ただし、保管することによりその性状を失い又は変質するものにあつては、これを防ぐための適当な方法を講じて保全しなければならない。

2 所有権を放棄しない資料については、当該火災の原因が決定すれば、すみやかにこれを提出者に還付しなければならない。ただし、消防行政上特に重要な資料又は係争中の資料若しくは将来係争が予測される資料については、必要がなくなるまでの期間保存しなければならない。

(資料の送付)

第17条 整理保管した資料のうち、所轄警察署その他の捜査機関から捜査のため引渡しの請求があった資料は、資料送付書(原要第7号様式)によりこれを送付することができる。ただし、所有権を放棄しない資料については、提出者の承諾を得なければならない。

(資料採取状況の記録)

第18条 資料は、当該資料の発見された状況、その位置その他の事項について実況見分調書に詳細に記載するとともに、必要に応じてその状況を写真撮影し記録しておかなければならない。

(報告命令)

第19条 消防長は、規程第20条第2項の規定により関係者に対して報告を命じる場合は、報告命令書(原要第8号様式)により行わなければならない。

2 消防長は、関係者から報告があった場合は、報告受領書(原要第9号様式)を交付しなければならない。

第4節 鑑定等

(鑑定の依頼)

第20条 規程第21条の規定により資料の鑑定及び理化学試験(以下「鑑定等」という。)を依頼するときは、鑑定(理化学試験)依頼書(原要第10号様式)により行わなければならない。

(鑑定等の承諾)

第21条 所有権を放棄しない資料の鑑定等を依頼するときは、提出資料処分承諾書(原要第11号様式)により、資料処分の承諾を得てこれを行わなければならない。

(関係事項の照会)

第22条 規程第21条の規定により照会をするときは、火災原因(損害)調査関係事項照会書(原要第12号様式)により行わなければならない。

第 5 節 質 問

(質問の原則)

- 第 2 3 条 調査員は、質問を行うにあたっては強制手段を避け、その場所及び時間等を考慮して、関係のある者から任意の供述を得るように心がけなければならない。
- 2 調査員は、質問を行うにあたっては、自己が期待し又は希望する供述を関係のある者に暗示する等、みだりにその供述を誘導してはならない。
- 3 供述内容が伝聞にわたる場合は、その事実を直接経験した者に質問して供述を得るようにしなければならない。
- 4 関係のある者を呼び出して質問する場合は、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 調査のため特に必要と認めたとき。
- (2) 任意であること。
- (3) 夜間の呼び出しは努めて避けること。

第 3 章 調査書類の作成

第 1 節 書類作成の基本

(原則)

- 第 2 4 条 調査書類の作成にあたっては、その事実をありのまま明瞭に表現し、必要以上の誇張又は冗長にわたることを避け、平易にして簡明に表現するよう心がけなければならない。

(記入要領)

- 第 2 5 条 調査書類の記入要領は、火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 2 1 日消防災第 1 0 0 号消防庁長官通知）による。
- 2 調査書類は、必要に応じ火災原因調査用補助用紙（原要第 1 3 号様式）を用いることができる。

(署名、押印)

- 第 2 6 条 調査書類の作成者は、作成年月日並びに作成者の所属及び階級、氏名を記載し、押印しなければならない。

2 前項の押印は、認印で行わなければならない。

第2節 実況見分調書等

(出火出場時の見分調書の作成)

第27条 消防長は、第4条第1項の規定による見分結果について、火災現場に出場した調査員又は調査員以外の消防職員に、出場途上、現場到着時及び火災防ぎょ中における火災の推移、その他火災に関し、見分した状況について、出火出場時の見分調書(原要第14号様式)により報告させることができる。この場合において、必要に応じて図面及び写真を添付しなければならない。

2 出火出場時の見分調書に添付する図面は、添付図(原要第15号様式)により作図し、写真は写真台紙(原要第16号様式)により整理しなければならない。

(実況見分調書の作成)

第28条 第8条第2項に定める実況見分の主担者は、実況見分のでん末を次に掲げる項目について、系統的かつ明確に実況見分調書(原要第17号様式)を作成しなければならない。なお、作成要領については、指令情報課長が別に定める。

- (1) 火災概要
- (2) 現場の様相
- (3) 焼損状況
- (4) その他参考事項

2 実況見分調書には、図面を添付図により作成し、写真を写真台紙により整理し、添付しなければならない。

3 実況見分調書には、見分に際し立会人の説明を求めた事項で、特に必要があると認められるものについては、本人の申し立てによるものとして、その供述内容を記載することができる。

第3節 質問調書等

(聞き込み状況書の作成)

第29条 調査員は、調査のため必要があると認める事項を聞き込んだ場合は、聞き込み状況書(原要第18号様式)を作成し

なければならない。

- 2 調査員以外の消防職員は、火災現場又はその他の場所において、関係のある者から調査上特に参考になると思われる事項を聞き込んだ場合は、すみやかにその状況を聞き込み状況書により消防長に報告しなければならない。
- 3 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の聞き込み状況書をもって次条に定める質問調書に代えることができる。
 - (1) 関係のある者について質問調書ができなかったとき、又は作成できる見込みがないとき。
 - (2) 事案が軽微で、将来当該火災の原因について物議をかもすおそれがないと認めるとき。

(質問調書の作成)

- 第30条 調査員は、規程第22条の規定により関係のある者に対し質問する場合は、質問調書(原要第19号様式)を作成しなければならない。この場合において、録取内容は、調査上特に重要と認める事項とする。
- 2 質問調書の作成者は、被質問者にその録取内容を閲覧又は読み聞かせ、誤りのないことを確認させたのち、任意に本人の署名、押印を求めなければならない。この場合において、被質問者が署名、押印を拒んだとき、または印鑑を持参していなかったときは、質問調書にその旨記載しておかななければならない。
 - 3 質問調書には、質問開始年月日、時分、質問終了年月日及び質問場所を記載するとともに、作成者は消防長の代理人として署名、押印をしなければならない。

第4節 火災原因の判定及び決定

(火災原因の判定)

- 第31条 消防長は調査係長(調査係長が不在の時は、調査員のうち上席にある者。以下同じ。)に火災原因を判定させなければならない。

(火災原因判定書の作成)

- 第32条 火災原因の判定を行った調査係長は、火災原因を判定

するに至った経緯及び結果を各証拠資料に基づいて、次に掲げる項目について、系統的かつ明確に火災原因判定書（原要第20号様式）を作成しなければならない。なお、作成要領については、指令情報課長が別に定める。

- (1) 火災概要
- (2) 出火建物の判定
- (3) 出火箇所の判定
- (4) 出火原因の判定
- (5) 延焼経路
- (6) 火災による死傷者の発生した経過
- (7) その他参考事項

（火災報告書等の作成）

第33条 消防長は、この要綱に基づいて、火災報告書（原要第21号様式(1)から(3)）を作成しなければならない。

2 消防長は、この要綱に基づいて、火災調査書（原要第22号様式）を作成しなければならない。

（出火原因決定区分）

第34条 出火原因を決定するにあたっては、発火源、経過及び着火物を明らかにし、その調査資料の多寡によって出火原因を次に掲げる3段階に区分しなければならない。

(1) 断定

各資料の証明力を総合することにより、全く疑う余地がなく、極めて具体的かつ科学的にその原因が決定されるもの

(2) 推定

各資料の証明力のみによっては、その原因を直接断定することはできないが当該資料を基礎とし、専門的立場から合理的にその原因が推測できるもの

(3) 不明

原因を決定する資料が全くないとき、又は若干の資料があっても、それらの資料の証明力が極めて少なく、専門的立場から合理的にその原因が推測できないもの

第5節 調査書

(調査書等の作成)

第35条 規程第24条に規定する調査書及び調査書に付属する資料は、次に定めるところにより作成するものとする。

(1) 調査書は、次に掲げる調査書類を次の順序で整理編冊しなければならない。ただし、作成を要しない調査書類はこの限りではない。

- ア 火災調査報告書（原要第23号様式）
- イ 火災調査書
- ウ 死者及び負傷者の調査書（損要第3号様式(1)・(2)）
- エ 火災報告書（原要第21号様式(1)のみ。）
- オ 出火出場時の見分調書（添付図及び写真を含む。）
- カ 実況見分調書（添付図及び写真を含む。）
- キ 聞き込み状況書
- ク 質問調書
- ケ 損害調書（損要第2号様式(1)から(3)）
- コ 火災保険契約調書（損要第4号様式）
- サ り災状況申告書（損要第1号様式(1)から(3)）
- シ 火災原因判定書

(2) 調査書に付属する資料は、前号の調査書以外で、この要綱により収集又は作成した書類等を次に掲げる順序で整理編冊したもので、前号の調査書の後に添付しなければならない。

- ア 鑑定書
- イ 理化学試験結果通知書
- ウ 火災原因（損害）調査関係事項の照会に対する回答書
- エ 火災原因調査用補助用紙
- オ その他必要な書類

(3) 前二号の調査書及び調査書に付属する資料で、この要綱により収集又は作成した次に掲げる書類等は、保管品台帳に編冊しなければならない。

- ア 資料提出命令書
- イ 資料提出書
- ウ 提出資料受領書
- エ 提出資料保管書
- オ 保管品台帳
- カ 資料保管票
- キ 資料送付書

- ク 報告命令書
 - ケ 報告受領書
 - コ 鑑定（理化学試験）依頼書
 - サ 提出資料処分承諾書
 - シ 火災原因（損害）調査関係事項照会書
- 2 次に掲げる火災については、火災報告書及びり災状況申告書のほか必要な書類等を添付して調査書とすることができる。ただし、消防行政上特に重要な火災を除く。
- (1) 建物火災のうち次に掲げるもの
 - ア 出火原因が明確なもののうち、焼損面積が小さく、その範囲が1棟で1の占有者の部分にとどまったもの
 - イ 焼損表面積のみにとどまったもの
 - (2) 建物火災以外のもの

第4章 報告等

（火災報告等）

第36条 調査員は、発生した火災について、火災報告書（原要第21号様式(1)から(3)）により即日に、指令情報課長に報告しなければならない。

2 指令情報課長は、火災による災害等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該火災等の概要を火災速報（原要第24号様式）又は特定の事故速報（原要第25号様式）により、直ちに消防長に速報しなければならない。

- (1) 死者を生じたもの
- (2) 負傷者の合計が5人以上生じたもの
- (3) 消防職・団員及び消防協力者等が負傷したもの
- (4) 高層建物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの
- (5) 領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- (6) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (7) 損害額が1億円以上と推定される火災
- (8) 船舶、航空機、列車、自動車の火災で社会的に影響度が高いと認められるもの
- (9) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う事故

- (10) 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - (11) 前各号以外の火災等で、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防活動上特に参考となるもの、又は社会的に影響度が高いと認められるもの
- 3 消防長は、前項により速報のあった災害等が、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）第2即報基準、1火災等即報に該当する場合は、同即報要領に基づき直ちに大阪府知事に報告し、また、第3直接即報基準、1火災等即報に該当する場合は、消防庁にも報告しなければならない。

（調査書の報告）

第37条 規程第25条の規定による調査書の報告は、火災原因調査報告書（原要第26号様式）を付し、当該火災の調査に着手した翌日から起算して、概ね次に定める期限内に行わなければならない。

- (1) 半焼以上の建物火災（第35条第2項第1号に定める火災を除く。ただし、同条第2項本文中ただし書に該当するものは報告するものとする。） 30日
- (2) 前条第2項に該当する火災 60日

（関係機関への通知）

第38条 消防長は、り災人員を伴う建物火災が発生した場合は、その都度、火災によるり災状況通知書（原要第27号様式(1)・(2)）により、健康福祉部長に通知するものとする。

- 2 消防長は、次に定めるところにより通知するものとする。
- (1) 建物火災の月間発生状況は、翌月の5日までに、火災通知書（原要第30号様式）により、所轄警察署長に通知する。
 - (2) 高速道路における火災発生状況は、翌月の5日までに、名神高速道路にあっては名神高速道路火災救急月報（原要第31号様式）により名神高速道路消防協議会会長に、また、近畿・中国高速道路にあっては近畿・中国高速道路の活動状況（近・中協様式第1号）により近畿・中国高速道路消防協議会事務局に通知する。
- 3 指令情報課長は、半焼以上の建物火災が発生した場合、翌月

1日（1日が休日の場合は、その日の後においてその日に最も近い「休日」でない日。）に災害建築物通知書（原要第28号様式）により都市計画推進部土地利用調整センター建築審査課長へ、また、火災事故発生状況通知書（原要第29号様式）により同監察課長へ月間発生状況を通知する。

第5章 少年等に対する取扱い

（準 拠）

第39条 少年（少年法にいう「少年」をいう。）、心神そう失若しくは心神耗弱の常習にある者又はこれらに準ずる者（以下「少年等」という。）に係る火災の調査については、他の法令に定める場合を除くほか、この章の規定に基づき行わなければならない。

（実況見分の立会）

第40条 少年等を、実況見分の立会人としてはならない。

（質 問）

第41条 少年等に対する質問は、親権を行う者、後見人、補佐人その他の者で、少年等を現に監護する者（以下「保護者」という。）の立ち会いのもとに行わなければならない。

（署名、押印）

第42条 調査書類には、少年等の署名、押印を求めてはならない。ただし、少年等の質問調書を作成したときは、立ち会った保護者に第30条第2項の手続きを準用して署名、押印を求めなければならない。

（特 例）

第43条 第39条から前条までの規定にかかわらず、調査のため特に必要があると認めるとき、又は当該少年等の年齢、心情その他諸般の事情を考慮して支障がないと認めるときは、他の法令に抵触しない限りにおいて一般の例によりこれを行うことができる。

第 6 章 記 録

(火災記録)

第 4 4 条 消防長は、火災の状況を調査書に基づき火災登録簿(原
要第 3 2 号様式)に記録し保存しなければならない。

附 則

(平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日豊消指第 6 1 号消防長通知)

- 1 この要綱は、通知の日から施行する。
- 2 この要綱の通知に伴い「火災原因調査要綱」(平成 9 年消防長
訓令第 1 4 号)は廃止する。

(原要第1号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

資料提出命令書

年 月 日 時 分頃 豊中市

で発生した火災について、火災の原因調査のため必要があるので、消防法第34条第1項により、下記の資料提出を命じます。

記

(原要第2号様式)

年 月 日

豊中市消防長 様

住 所

氏 名

印

資 料 提 出 書

下記のものを火災の
原因 調査資料として提出します。
損 害

返却してください。
なお、用済み後は、
処分してください。

記

(原要第3号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

提出資料受領書

年 月 日 あなたから提出された下記の資料
を受領しました。

当方において処分します。
ただし、使用後は、
直ちに返却します。

記

(原要第4号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

提出資料保管書

年 月 日 時 分頃 豊中市

原因 調査
で発生した火災について、
損害

のため、あなたから提出された下記の資料を保管したので、本保管書を送付します。

記

(原要第5号様式)

保 管 品 台 帳		火災番号 第 号	
出火日時 年 月 日 時 分頃 火元 豊中市 名称 氏名 生年月日 年 月 日生 (歳)			
品名 数量		受領 年月日	年 月 日
採取事項	原因概要		
提出者住所		市	
提出者氏名			
所有者住所		市	
所有者氏名			
所有権放棄の有無		放棄しない ・ 放棄した	
取扱者 階級・氏名			
返却日 年 月 日		年 月 日	
備考			

(原要第 6 号様式)

資料保管票		
整年 月 日	理日	年 月 日
火番	災号	()
符	号	
提	出	書
採事	取項	
原	因	
取 扱 者 階 級 ・ 氏 名		印

(原要第 6 号様式)

資料保管票		
整年 月 日	理日	年 月 日
火番	災号	()
符	号	
提	出	書
採事	取項	
原	因	
取 扱 者 階 級 ・ 氏 名		印

(原要第7号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

資 料 送 付 書

出火日時 年 月 日 時 分頃

出火場所

関係者住所

氏名

上記の火災に係る下記の調査資料を送付します。

記

(原要第8号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

報告命令書

年 月 日 時 分頃 豊中市

で発生した火災について、火災の
原因
損害

調査のため必要があるので、消防法第34号第1項により、下記について報告を命じます。

記

(原要第9号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

報告受領書

年 月 日 あなたから提出された下記の報告を
受領しました。

記

(原要第10号様式)

豊消指第 号
年 月 日

様

豊中市消防長

鑑 定 依 頼 書
理 化 学 試 験

火災の 原因
損 害

調査のため必要がありますので、別添の資料

について、下記事項の 鑑 定
理 化 学 試 験 を依頼します。

記

(原要第11号様式)

年 月 日

豊中市消防長 様

住 所

氏 名

印

提出資料処分承諾書

火災の 原因 調査のため、下記のものについて
損 害

鑑 定
理化学試験

することを承諾します。

なお、用済み後は、返却してください。
処分してください。

記

(原要第12号様式)

豊消指第 号

年 月 日

様

豊中市消防長

火災 原因 調査関係事項照会書
損害 害

年 月 日 時 分頃 豊中市

において発生した火災の 原因 調査の
損害 害

ため必要があるので、次の事項について至急回答して下さるよう
消防法第32条第2項により照会します。

照 会 事 項

(原要第13号様式)

火災原因調査用 補助用紙

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for handwritten notes or printed text related to the fire cause investigation.

(原要第14号様式)

火災番号 第 号

出火出場時の見分調書

下記の火災について、
次のとおり見分した。

として消防活動に従事し

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

出 火 場 所

豊中市

出 火 日 時

年 月 日 時 分頃

(原要第15号様式)

縮尺 :

作成年月日 年 月 日

No. _____

作成者 階級・氏名

印

Large empty rectangular box for drawing or content.

(原要第16号様式)

撮影年月日時	年 月 日 時 分頃
撮影位置 及び方向	添付図第 号 の位置から矢印の方向 に撮影した。
撮影者	
写 真 説 明	
(写真第 号)	

(原要第17号様式)

火災番号 第 号

実 況 見 分 調 書

下記の火災について、火災調査のため関係者の承諾を得て、次のとおり現場を見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

日 時

年 月 日 時 分 開始
年 月 日 時 分 終了

場 所 及 び
名 称

豊中市

立 会 人

(原要第18号様式)

火災番号 第 号

聞き込み状況書

住所

電話

氏名

(歳)

火元との関係

上記の者から 年 月 日 時 分頃、
豊中市 において
発生した火災について、次のとおり聞き込みをした。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

聞き込み日時

年 月 日 時 分頃

聞き込み場所

豊中市

(原要第19号様式)

火災番号 第 号

質 問 調 書 (第 回)

年 月 日 時 分頃 豊中市

において発生した火災について、
下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

住 所

電話

氏 名

生年月日

年 月 日生 (歳)

質 問 開 始 日 時

年 月 日 時 分頃

質 問 終 了 日 時

年 月 日 時 分頃

質 問 場 所

豊中市

質 問 内 容

(原要第20号様式)

火災番号 第 号

火災原因判定書

下記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

出火場所

豊中市

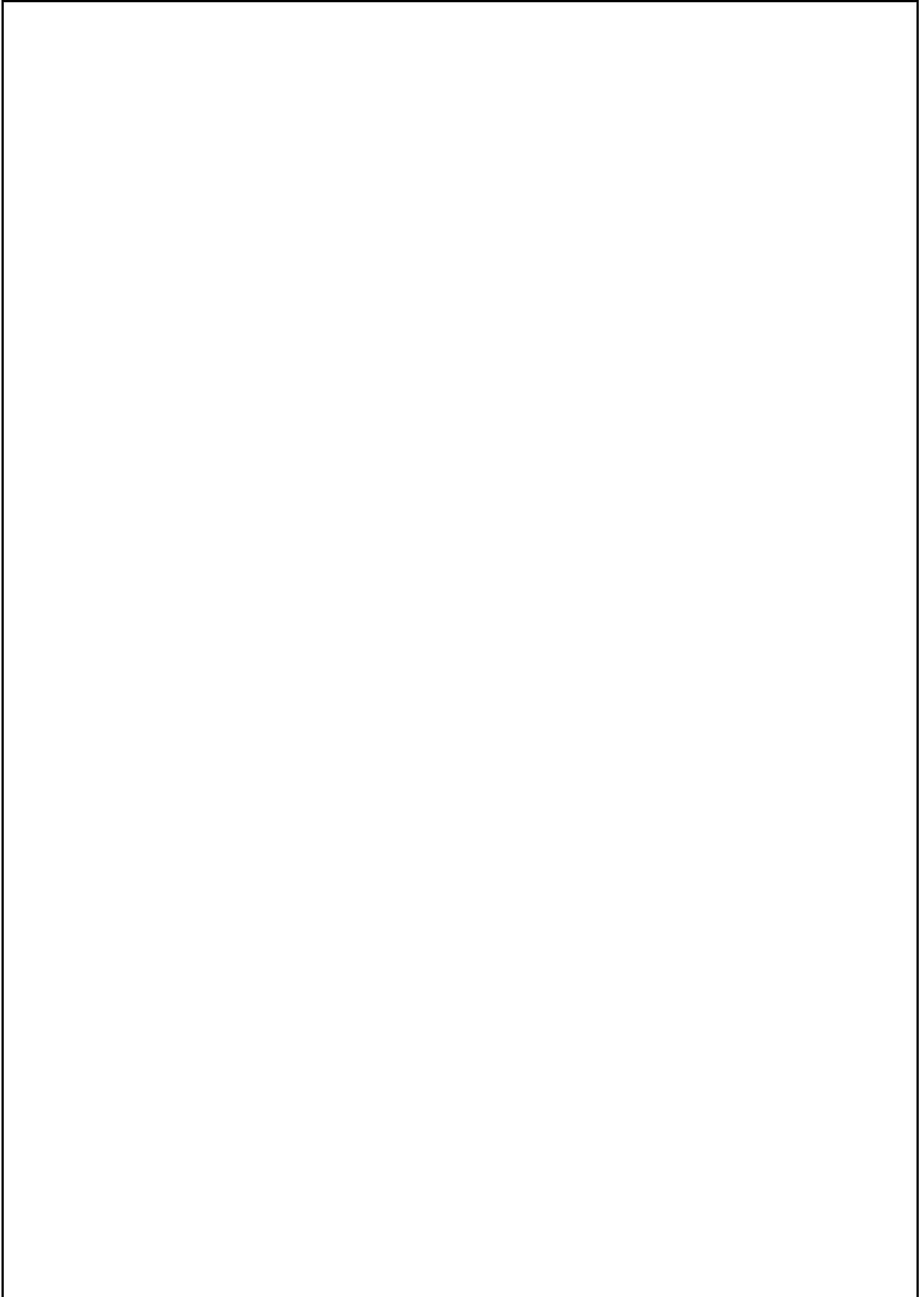
出火日時

年 月 日

時 分頃

(原要第21号様式(3))

現場活動図

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the title. It is intended for a site activity diagram.

(原要第 2 2 号様式)

火災調査書											
出火日時	年 月 日 時 分頃()				火災番号						
出火場所					作成日						
名称					所属						
火災種別	-				階級						
管轄署所			爆 発			氏名	印				
火元	住所				年齢	歳	性別				
	氏名				区分						
	用途				職業						
	対象物				電話						
関係者	住所				年齢	歳					
	氏名				性別						
					職業						
					電話						
覚知方法					消防隊	消防団					
初期消火					ポンプ台数	台	台				
覚知時刻	年 月 日 時 分				主使用水利						
救助開始	年 月 日 時 分				出動延人員	人	人				
放水開始	年 月 日 時 分				用途地域						
(団)	年 月 日 時 分				防火地域		市街地等				
火勢鎮圧	年 月 日 時 分				特別防災区域		最寄消防機関	からの距離			
鎮火時刻	年 月 日 時 分				少量危険物等			(100m)			
気象	天気				風向		風速	m/s	気温零度以上	℃	
	火災警報				相対湿度	%	積雪	cm	気温零度以下	℃	
火元	工事状況				階数地上	階	出火階地上	階			
	構造				地下	階	地下	階			
					建築面積	m ²	焼損床面積	m ²			
	焼損程度				延べ面積	m ²	焼損表面積	m ²			
出火原因	発火源										
	経過										
	着火物										
	原因										

(原要第22号様式)

焼損棟数 焼損面積 り災状況		焼損棟数(棟)	焼損床面積(m ²)		り災世帯	り災人員(人)
	全 焼			全 損		
	半 焼			半 損		
	部分焼			小 損		
	ぼ や			合 計		
	合 計			焼損表面積	m ²	

損害額		損害額(千円)	面積・数等		損害額(千円)	棟数・車両等
	建 物			爆 発		棟
	収容物					
	林 野		a	延焼区分		
	車 両		台	出火市町村		
	船 舶			延焼市町村		
	航空機			火災番号		
	その他			原因分類		
	合 計			建物分類		

死傷者	死 亡	負 傷 者		
		重 症	中等症	軽 症
	吏 員			
	団 員			
	義務者			
	協力者			
	自 損			
その他				
	合 計			

負傷者の 避難方法	年 齢	自力避難			消防隊 の救助	避難の 必要無	その他	計
		施設	器具	その他				
	0歳～5歳							
	6歳～64歳							
	65歳～							

負傷者の 受傷原因 区 分	0歳～5歳					6歳～64歳					65歳～					合計
	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他	
火炎・接触																
煙を吸う																
飛散物擦過																
放射熱																
飛び降り																
その他																

備 考	
-----	--

(原要第 2 2 号様式)

防火管理等・消防用設備等の設置状況・住宅防火対策

防火 管理 者 等	防火管理者		
	消防計画		
	避難誘導		
	消火訓練		
	共同防火		
	定期点検報告対象物		
	防災物品		

消防用 設備 等 設 置 状 況 ・ 住 宅 防 火 対 策	消防用設備等設置状況	住宅防火対策	設 置 状 況	
	消火器具		住宅用消火器	
屋内消火栓				
スプリンクラー		住宅用スプリンクラー		
水噴霧等		簡易消火具		
屋外消火栓		住宅用自動消火装置		
動力消防ポンプ		住宅用火災警報器		
自動火災報知設備		住宅用自火報		
漏電火災警報器				
非常警報設備				
避難器具				
誘導灯・誘導標識				
消防用水				
連結送水管				
排煙設備		寝具類		
連結散水設備		衣服類		
非常コンセント		カーテン		
無線通信補助		じゅうたん		

(原要第22号様式)

り災状況				
火元・類焼				
区分				
住所				
氏名				
用途				
構造				
階数	/	/	/	/
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²
り災状況	焼損程度			
	焼損床面積	m ²	m ²	m ²
	焼損表面積	m ²	m ²	m ²
	り災程度			
	り災世帯	世帯	世帯	世帯
	り災人員	人	人	人
損害額	建物	千円	千円	千円
	収容物	千円	千円	千円
	その他	千円	千円	千円
建物以外	林野	a	a	a
	その他	m ²	m ²	m ²
	焼損数			
焼損物件／備考				

(原要第 2 3 号様式)

年 月 日

火 災 調 査 報 告 書

火災種別 火災 火災番号 第 号

出火日時 年 月 日 時 分頃

出火場所 豊中市

名称及び

代表者

(原要第24号様式)

火 災 速 報

年 月 日 時 分 第 報

火災種別	1 建物 2 車両 3 船舶 4 航空機 5 その他 ()					
出火場所				出場区分	第1・第2 第3・特命	
出火日時	月 日 時 分頃	鎮 庄 日 時		月 日 時 分		
覚知日時	月 日 時 分	鎮 火 日 時		月 日 時 分		
火元の業態 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の 生じた 理 由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽 症	人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟 計 棟	焼 損 床面積	m ²	
				焼 損 表面積	m ²	
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人	その他	台	人
	消防団	台	人			
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部等の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(原要第25号様式)

特定の事故速報

年 月 日 時 分 第 報

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名						
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
覚知日時	月 日 時 分	鎮火(処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I等 7 その他 ()			物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要			危険物施設の区分			
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢)		負傷者等 人 (人)			
	人		[重症 人 (人) [中等症 人 (人) [軽症 人 (人)			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場期間	出場人員	使用資器材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)	台	人	
			消防団	台	人	
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
その他	人					
災害対策本部の設置状況						
その他の事項						

(原要第26号様式)

年 月 日

消 防 長 様

指 令 情 報 課 長

火 災 原 因 調 査 報 告 書

このことについて、 年 月 日 豊中市

で発生した火災は、

別添のとおりです。

(原要第27号様式(1))

年 月 日	
健康福祉部長 様	
消 防 長	
火災によるり災状況通知書	
火災発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
火災発生場所	豊中市 町 丁目 番 号
全り災世帯・人員	世帯 名
No. _____ 戸別り災世帯状況	
住 所	豊中市 町 丁目 番 号 号室
氏 名	電 話 (歳) ()
用 途	<input type="checkbox"/> 住 宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 複合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
焼 損 程 度	<input type="checkbox"/> 全 焼 <input type="checkbox"/> 半 焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや
り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全 損 <input type="checkbox"/> 半 損 <input type="checkbox"/> 小 損
世帯数・人員	世帯 名 <input type="checkbox"/> 火元 <input type="checkbox"/> 類焼 <input type="checkbox"/> 類損
焼 損 及 び り 災 状 況
備 考	

(原要第27号様式(2))

No. _____		戸別り災世帯状況			
住 所	豊中市	町	丁目	番	号 号室
氏 名	電 話 (歳) ()				
用 途	<input type="checkbox"/> 住 宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 複合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()				
焼 損 程 度	<input type="checkbox"/> 全 焼 <input type="checkbox"/> 半 焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや				
り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全 損 <input type="checkbox"/> 半 損 <input type="checkbox"/> 小 損				
世帯数・人員	世帯 名		<input type="checkbox"/> 火元 <input type="checkbox"/> 類焼 <input type="checkbox"/> 類損		
焼 損 及 び り 災 状 況	<hr/> <hr/> <hr/>				
備 考					

No. _____		戸別り災世帯状況			
住 所	豊中市	町	丁目	番	号 号室
氏 名	電 話 (歳) ()				
用 途	<input type="checkbox"/> 住 宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 複合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()				
焼 損 程 度	<input type="checkbox"/> 全 焼 <input type="checkbox"/> 半 焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや				
り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全 損 <input type="checkbox"/> 半 損 <input type="checkbox"/> 小 損				
世帯数・人員	世帯 名		<input type="checkbox"/> 火元 <input type="checkbox"/> 類焼 <input type="checkbox"/> 類損		
焼 損 及 び り 災 状 況	<hr/> <hr/> <hr/>				
備 考					

(原要第28号様式)

災害建築物通知書

(平成 年 月 日)

2 災害種別							火災、風水災、震災その他		3 火災件数		件	
7 建築物の用途	6 構造	4 被害区分		5 建築物の数 住宅の戸数 床面積の合計		計		8 建築物の 損害見積額 (万円)				
		建築物の数	床面積の合計 (平方メートル)	建築物の数	床面積の合計 (平方メートル)	建築物の数	床面積の合計 (平方メートル)					
		住宅の戸数		住宅の戸数		住宅の戸数						
住居	木造	棟		棟		棟						
		戸		戸		戸						
住居	その他	棟		棟		棟						
		戸		戸		戸						
鉱工業	木造	棟		棟		棟						
		その他		棟		棟						
商 業	木造	棟		棟		棟						
		その他		棟		棟						
公文 務京	木造	棟		棟		棟						
		その他		棟		棟						
その他	木造	棟		棟		棟						
		その他		棟		棟						
合計	木造	棟		棟		棟						
		その他		棟		棟						
	計	棟		棟		棟						

- (注) 1、※欄は記入しないこと。
2、2、4 欄は該当文字を○印にて囲むこと。
3、この通知書は、災害種別毎に作成のこと。
4、該当事案がない場合は、その旨を記載すること。

(原要第29号様式)

年 月 日

都市計画推進部
土地利用調整センター監察課長 様

消防本部 指令情報課長

火災事故発生状況通知書

このことについて、平成 年 月中に全焼火災が 件、
半焼火災が 件発生しました。

その概要は、別添「火災活動状況照会リスト（半焼以上）」の
とおりです。

※該当事案がない場合は、その旨を記載すること。

(原要第30号様式)

豊消指第 号
年 月 日

豊中警察署長
豊中南警察署長 様

豊中市消防長

火災通知書 (月中)

このことについては、別添「火災活動状況照会リスト」の
とおりです。

(原要第31号様式)

豊消指第 号
年 月 日

名神高速道路消防協議会会長
京都市消防局長 様

豊中市消防長

名神高速道路火災救急月報 (月中)

このことについて、当市は別添のとおりです。

(原要第32号様式)

火災登録簿

火災発生年	平成 (年)	年	火災番号	第	号	署番号	第	号	担当者	印	
出火場所						氏名					
名称								(才)			
火災種別						出場区分					
火元業態						火元用途					
出火日時	月	日	時	分	頃	覚知日時	月	日	時	分	
鎮火日時	月	日	時	分		覚知方法					
焼損状況	火元		類焼	全焼	棟	半焼	棟	部分焼	棟	ぼや	棟
り災状況	全損		世帯人	半損		世帯人	小損		世帯人	合計	世帯人
発火源						経過					
着火物						出火原因					
損害額	建物	千円	収容物	千円		合計	千円				
	車両	千円	その他	千円							
死傷者	区分		職員		団員		市民				
	死者	48時間	人		人		人				
		30日	人		人		人				
	負傷者	重症	人		人		人				
		中等症	人		人		人				
軽症		人		人		人					
出場状況	本部	台	人	署	台	人	合計	台	人		
	団	台	人	その他	台	人					
被害状況											
火元	所有者住所										
	所有者氏名										